HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	上田, 哲司
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第13396号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74562
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Tetsuji_Ueda_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：　上　田　哲　司

学位論文題名
十六～十八世紀における北日本の境界領域とアイヌ社会

本論文の観点と方法　本論文は、16～18 世紀における津軽海峡を挟んだ地域、とりわけ津軽・松前をフィールドに、そこに展開したアイヌ社会を含む在地社会の構造的特質ならびに権力編成のすがたにつき、文献史学の方法を用いてなされた研究である。津軽海峡を挟んだ両岸は、和風文化の北縁であると同時にアイヌ文化の南縁であり、両文化の接触が確認されることから、従来歴史学や考古学・民俗学の分野で注目されてきた。本論文は、こうした観点を踏まえ、当該年代に焦点あて、津軽藩のクロニクルや由緒書と藩政文書、ならびに松前藩主宛将軍印判状を主な分析素材とし、個別実証的成果に基づき日本北方史研究の蓄積を批判的に検証している。当該テーマに関する文献史学的研究については、これまで同時代史料の量的限界性が指摘されてきたが、本論文では先行研究を丹念に読み込んだうえで、『青森県史』資料編近世１「近世北奥の成立と北方世界」に近年集成された文書・記録を十二分に活用するとともに、史料批判に工夫を凝らすことで、新たな論点を実証的に提示する途を模索した。

論文構成は、大きく 2 部にわかれており、第一部が津軽藩領の在地社会、とりわけアイヌ社会の社会構造と藩による編成をテーマとし、第二部は豊臣政権ならびに幕藩制国家による蠣崎氏＝松前氏権力の編成ならびに松前藩によるその受容のかたちをテーマとしている。前者については浪川健治による仕事が先行研究として挙げられるが、その扱った史料を再検証するとともに、新たな史料の分析を加えることで、より精度の高い実証を目指すとともに、津軽アイヌそれ自身の社会構造の把握を強く意識した分析を試みた。加えて津軽藩領の百姓世界に受容されたアイヌ文化に基づくとする漁具をとりあげ、文化接触の一端を物質文化のうえから考察した。

後者については、幕藩制国家による松前蝦夷地地域ならびにアイヌ民族支配の評価をめぐる海保嶺夫と榎森進の論争に代表される長い研究史を有するが、本論文では古文書学的観点から蠣崎氏＝松前氏宛豊臣秀吉・徳川歴代将軍印判状の様式・機能に注目した分析を行うことにより、幕藩制国家ならびにそれに先行する豊臣政権による編成の意図等を論ずることに成功した。

本論文の内容　序章では、本論文の課題が提示され、「狄」（えぞ）と呼ばれた津軽アイヌ社会の構造をアイヌ史的関心から個別実証的に論ずることの必要性と、境界領域研究の一環として当該フィールドを捉えることの必要性とが述べられた。

第一部第一章では、近世津軽藩士の由緒書を素材とすることにより、個別実証研究に乏しかった中近世移行期の開発に伴う「蝦夷荒」を論じ、津軽藩成立期の対アイヌ紛争のすがたを描き出した。それにより、戦国期からみられた浪人や本願寺教団を含む津軽平野への移民集団へ、大浦氏＝津軽氏が領主的な開発権を認めたことにより、津軽平野の各地で先住のアイヌ集団との紛争がおこり、それを克服する形で近世的村落の形成とアイヌ社会の破壊がみられ、その結果 17 世紀中葉に確認される津軽半島・夏泊半島北縁のみに「狄村」が確認される状況が成立した、と結論付けた。第一部第二章では、津軽アイヌの藩による編成をめぐり従来浪川健治・武田亜弓らにより注目されてきた「狄船」への役賦課ならびに「狄米」の賦課につき、再評価を試みた。肴倉弥八がかつて紹介した史料とその分析を再評価し、弘前藩における対アイヌ賦課の歴史的経緯につき新たな理解を提示し、アプリオリに「狄」＝諸役免除とみなしてきた従来の理解に一石を投じ、同時代的な検討の必要性を喚起した。第一部第三章では、津軽アイヌの襲名慣行に焦点をあて、その実態にせまり、従来不分明な点が多かった津軽アイヌ社会像を個別実証的に論じた。それにより、津軽アイヌが蝦夷地のアイヌとは異なり、父系襲名をなす事例がみられることを実証した。近世蝦夷地のアイヌ人別

帳を分析した先行研究や、近代北海道アイヌの民族誌では、同一地域における同名を忌避する慣行がみとめられることから、津軽アイヌの襲名慣行の独自性が指摘された。そのうえで、この慣行の背景に、津軽藩との間で機能した家筋を単位とした特権の継受を目的とした津軽アイヌの側の主体的対応があったと論じた。第一部第四章では、前章を承け、「襲名」された家筋を復元した。さらに、史料上に記載されるアイヌ名と和名を精査し、同一人物の名乗りであるケース（「へきりは」と「四郎三郎」、「るてるく」と「清八」など）のあることを論証した。同章附録の〔表１〕～〔表９〕は、『青森県史』資料編近世１に集成された「国日記」を中心とした津軽アイヌ記事を活用した、津軽アイヌの社会に関する同時代文献の基礎データ。第一部第五章では、津軽藩政史料に見られる史料用語である「狄簗」に着目し、その実態と機能につき考察を進めた。「狄簗」をアイヌの伝統的な漁具であるウライに類したものであると位置づけ、しかしその分布から、それを用いていたのは百姓であったことを明示的に論証した。そのうえで、アットゥシや車櫂など、津軽・南部地域に用いられたアイヌ文化起源の文物のひとつとして評価した。同章附録の史料集は、このテーマに関する初めてのもの。

第二部第一章は、松前（蠣崎）慶広宛豊臣秀吉・徳川家康印判状の文言のうち、「夷（仁）」への非分禁止文言につき、古文書学的関心から再検討をおこなった。とりわけ、当該印判状の様式（定書）に着目し、同時代に秀吉・家康により発給された定書・掟書と比較しつつ精緻に分析を加え、これを禁制の形式を備えたものと位置づけた。また、豊臣期には通常、禁制と知行宛行状がセットで出されるが、松前は無高であるため、前者のみが出され、それが近世にも受け継がれたと論じた。そのうえで、秀吉朱印状や家康黒印状に「夷人」への非分禁止文言があることにつき、アイヌへの支配権の主張が発露されたものであると論じた。第二部第二章は、前章を承け、松前藩初代慶広から５代矩広までに初代将軍家康から５代将軍綱吉により発給された印判状を比較し、その文言の変化に注目する従来の研究に批判を加えた。すなわち、城下に掲示された印判状が家綱朱印状であったことの意義を考察し、その理由として家綱朱印状がそれ以前・以後に発給された印判状にくらべ、もっとも松前藩に利点のある内容を備えていた点を重視すべきという論点がそれである。また、家綱朱印状に次いで発給された綱吉朱印状の特色については、生類憐みの令をうけ鷹献上を廃したことと関連して論じた。結果的に家綱朱印状は掲示され続け、天明年間の田沼意次による蝦夷地調査で露見し、問題視され改められたことが指摘された。

終章では、本論文の成果をまとめたうえで、当該期における境界領域としての「津軽海峡圏」の歴史的特質につき、アイヌ社会を含む津軽・松前にみられる共通性と双方向性、ならびに差異化していく点を、それぞれ個別実証的に検討していく必要性が提起された。